

褥創対策指針

小規模特別養護老人ホームみどりの丘

1 褥創防止に関する基本的考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすい。床ずれ（褥創）は、「寝たきりにならないこと」がその予防の基本となる。日中において、なるべく離床し、すわることにより、本人の意識も明確になり、食事をする、排せつ、風呂に入る等すべてにわたって座って行うことをケアの基本とする。こまめな体位変換より、こうしたバランスのとれた食事と正しい姿勢の確保を堅持することがより一層床ずれ防止となる。

2 職員の責務

当施設の職員は、褥創に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥創発生の予防について配慮しなければならない。

3 褥創予防対策担当者の決定

(1) 褥創予防対策担当者の定義

施設長は、褥創の発生防止に必要な知識及び技能を有する者として、専任の「褥創予防対策担当者」（以下「担当者」という。）を指名し、当施設内の褥創予防対策を担当させる。

(2) 褥創予防対策担当者の職務

担当者は、ケアプラン会議等に参加し、褥創予防に関する助言・指導を行う。

4 褥創対策委員会の設置

(1) 目的

当施設内の褥創予防対策を効果的に推進するために、当施設に「褥創対策委員会」を設置する。

(2) 褥創対策委員会の構成

褥創対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

ア 施設長（委員長を務めるものとする）

イ 配置医師

ウ 褥創予防対策担当者＝看護職員

エ 介護職員

オ 管理栄養士（栄養部門責任者）

カ 生活相談員

キ 介護支援専門員

(3) 褥創発生予防に関する各職種の役割

<施設長>

- 1) 褥創発生予防の総括管理

<配置医師>

- 1) 定期的な診察・処置方法の指示
- 2) 協力医療機関との連携を図る

<看護職員>

- 1) 医師または協力医療機関の連携を図る
- 2) 褥創処置への対応
- 3) 褥創評価と評価の体制整備、経過記録の整備
- 4) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- 5) 褥創発生予防の計画立案
- 6) 職員への指導

<介護職員>

- 1) 決め細やかなケアと衛生管理に努める
- 2) ケア計画に基づく排泄、入浴、清拭保持
- 3) 個々に応じた体位変換と安楽な座位の工夫
- 4) 苦情を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 5) 褥創発生予防の取組み

<管理栄養士>

- 1) 褥創の状態把握と栄養管理
- 2) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
- 3) 食事摂取量低下に伴う栄養保持の工夫

<生活相談員・介護支援専門員>

- 1) 褥創評価についての把握、評価体制整備
- 2) 外部の専門機関との連絡調整
- 3) 家族への対応
- 4) 褥創発生予防の取組みと体制作り

(4) 褥創対策委員会の役割

- ア) 褥創予防、および発生時に向けた対応の検討
- イ) 施設サービス計画の作成への出席、参加
- ウ) 栄養ケア計画立案
- エ) 各種マニュアル、様式などの見直し
- オ) 適切な福祉用具の選定

(5) 褥創対策会議の開催

担当者は、褥創対策会議を定例開催(月1回)し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における褥創及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- イ 褥創予防に関する情報の収集に関すること

- ウ 施設内で報告のあった褥創事例の対応策に関すること
- エ 褥創予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした褥創予防に関する研修の実施に関すること
- カ その他、当施設内の褥創の発生予防のために必要な事項に関すること

5 褥創予防の手順

(1) 褥創予防のための評価

担当者は、褥創発生予防と早期対応のため、以下によって対応する

① リスクの評価

早期の対応を行うため、以下の方法を用いて、褥創発生のリスクを評価

評価方法：ブレイデンスケール（別紙様式）

(2) 褥創予防の実践

介護職員等は、褥創評価に則り、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的なケアにおいて褥創予防の実践に努めなくてはならない。

(3) 褥創予防の評価

担当者は、褥創評価から予防策についての指示に従って適切な褥創予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6 褥創対策に関する研修

(1) 施設長は、あらかじめ褥創対策委員会において作成された研修計画に従い、主に介護職員を対象とした褥創対策に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

(2) より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図る

① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施

② 新任者に対する褥創発生予防の教育・研修の実施

③ その他、必要な教育・研修の実施

7 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が、褥創対策についての相談、指導等を積極的に受けることができる体制を整備するように努める。

8 その他

(1) 記録の保管

褥創対策委員会の審議内容等、施設内における褥創予防に関する諸記録は5年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針及び褥創予防に関するマニュアル類等は褥創対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

9 付則

この指針は、平成 25 年 10 月 2 日から実施する。

○平成 26 年 5 月 7 日 一部見直し

○平成 27 年 5 月 8 日 一部見直し